

年 度	令和4年度	文書番号	教職人 第2086号
受 領 日		起 案 者	教職員人事課
起 案 日	令和 4年 7月 19日		教職員人事 / 府立学校人事グループ
決 裁 日	令和 4年 7月 19日		一般職員等 神谷 麻友
施 行 日	令和 4年 7月 19日		( 電話番号 : 3444 )
処理期限	令和 年 月 日	公 印	公印要
分類記号	B-04-00	校 合 者	吉井 智哉
簿冊番号	8-1	保存期間	3年
簿冊名	情報公開関係		
公 開 用 簿冊件名	情報公開関係		
保存満了日	令和 8年 5月 31日		
文書題名	行政文書公開請求に係る非公開決定通知について		
公 開 用 文書題名	行政文書公開請求に係る非公開決定通知について		
決 裁 関 与 者	金森 充宏 [ 教職員人事課 ] [ 課長 ] 徳永 健治 [ 教職員人事 / 府立学校人事グループ ] [ 課長補佐 ] 徳永 健治 [ 教職員人事 / 府立学校人事グループ ] [ 課長補佐 ] 亀井 真 [ 教職員人事 / 府立学校人事グループ ] [ 主査 ] 小西 啓太 [ 教職員人事 / 府立学校人事グループ ] [ 主査 ] 紺屋 大輔 [ 教職員人事 / 府立学校人事グループ ] [ 主査 ]		
関 係 者	宮地 宏明 [ 高等学校 / 学校経営支援グループ ] [ 課長補佐 ] 白木原 亘 [ 教育振興室 ] [ 副理事 ] 久 和人 [ 高等学校課 ] [ 参事 ] 武下 一秀 [ 高等学校 / 学校経営支援グループ ] [ 課長補佐 ] 松下 信之 [ 高等学校 / 教務グループ ] [ 課長補佐 ] 川又 宏志 [ 教職員人事 / 府立学校人事グループ ] [ 管理主事 ] 西川 陽平 [ 教職員人事 / 府立学校人事グループ ] [ 一般職員等 ]		

大阪府情報公開条例第6条の規定による行政文書の公開請求が、別添請求書のとおりありました。  
公開の可否を検討したところ、非公開とすることが適当であると考えられますので、次案のとおり  
請求人あて通知してよろしいか。  
お伺いします。

問い合わせ

添付文書名

種別

添付文書情報

行政文書公開請求者

施行先

郵送

施行方法

備考

非公開決定通知書

教職人第2086号  
令和4年7月19日

様

大阪府教育委員会印

令和4年7月5日付けであった行政文書の公開請求については、大阪府情報公開条例第13条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等	<p>府立泉大津高校について</p> <p>1. 平成29年度において、地歴公民科の非常勤講師時間数が16時間であることがわかる資料</p> <p>2. 平成29年度において、当時の[REDACTED]が[REDACTED]と発言した事実が分かる資料</p> <p>3. 上記2.の非常勤講師選定において、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]らが、[REDACTED]と発言し、実際に[REDACTED]の大学の同窓である[REDACTED]を呼んだ事実がわかる資料</p> <p>4. 上記2.の発言によって、[REDACTED]の持ち時間が13時間、[REDACTED]の持ち時間が3時間であった事実がわかる資料</p> <p>5. 令和4年度において、[REDACTED]が18時間である事実がわかる資料</p> <p>6. 上記5.の事実と、上記2.の発言に整合性がない理由が分かる資料</p> <p>7. 令和4年度において、[REDACTED]が非常勤講師以外に就いている職務が分かる資料</p> <p>8. 令和4年度において、[REDACTED]事実がわかる資料</p> <p>9. 令和4年度において、[REDACTED]事実がわかる資料</p> <p>10. 上記9.について、[REDACTED]の事実がわかる資料</p>
-------------------------	---

公開しないことと決定した行政文書の名称	<p>府立泉大津高校について</p> <p>1. 平成 29 年度において、地歴公民科の非常勤講師時間数が 16 時間であることがわかる資料</p> <p>2. 平成 29 年度において、当時の [ ] が [ ] と発言した事実が分かる資料</p> <p>3. 上記 2. の非常勤講師選定において、[ ]、[ ]、[ ]、[ ] らが、[ ] と発言し、実際に [ ] の大学の同窓である [ ] を呼んだ事実がわかる資料</p> <p>4. 上記 2. の発言によって、[ ] の持ち時間が 13 時間、[ ] の持ち時間が 3 時間であった事実がわかる資料</p> <p>5. 令和 4 年度において、[ ] が 18 時間である事実がわかる資料</p> <p>6. 上記 5. の事実と、上記 2. の発言に整合性がない理由が分かる資料</p> <p>7. 令和 4 年度において、[ ] が非常勤講師以外に就いている職務が分かる資料</p> <p>8. 令和 4 年度において、[ ] 事実がわかる資料</p> <p>9. 令和 4 年度において、[ ] 事実がわかる資料</p> <p>10. 上記 9. について、[ ] の事実がわかる資料</p>
公開しない理由	<p>当該請求は、別紙のとおり、文書の特定に何ら関係ない余事記載として「※なお、この行政文書公開請求は、府立泉大津高校の [ ] (大阪府教育委員会の公開情報によれば Mobil [ ] ) の指示及び [ ] の絶賛によるものです」との文章を含んでいたものであるが、当該記載にかかる事実は処分庁の調査の結果一切存在しなかった。さらに請求者は、過去にこれら記載を公開等決定通知書に転記するよう求めている。請求者のこのような行動に鑑みれば、記載されている氏名の者があたかもそのような指示等を実際に行ったと誤認させうる記載は、請求文書の内容を問わず、記載されている氏名の者の社会的信用をことさらに低減させることが主な意図であると推認されるものであり、大阪府情報公開条例（以下、「条例」という。）前文に定める「知る権利の保障」という情報公開請求の趣旨から逸脱するものである。</p> <p>また、請求人が過去に開示請求した件数やその対応に要した作業時間が膨大であることから、実施機関の事務の遂行を停滞させる意図も窺われるところである。</p> <p>当該請求は、条例第 4 条に反する不適正請求と認められるため、当該請求を却下し、条例第13条第 2 項の規定に基づき非公開とする。</p>
担当室・課(所)等	<p>教育庁教職員室教職員人事課府立学校人事グループ (電話 06-6941-0351 内線 3444 )</p> <p>教育庁教育振興室高等学校課教務グループ (電話 06-6941-0351 内線 4723 )</p> <p>教育庁教育振興室高等学校課学校経営支援グループ (電話 06-6944-6885 内線 3468)</p>
備考	

受付番号第 416 号

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府教育委員会となります。）、大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記1の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。  
また、上記2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注：1 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

- 2 「公開しないことと決定した部分」について、その理由がなくなる期日をあらかじめ明示できる場合は、公開予定期日を備考欄に記入しています。その日以降に改めて請求してください。
- 3 記載された公開を実施する日時に支障がある場合は、あらかじめ担当室・課(所)等に連絡してください。